

第15回大島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会 議事録（要約版）

1 日 時 令和3年4月23日（金）書面開催

2 委員

住民代表委員 3名
大島町議会代表委員 1名
大島町代表委員 1名
島嶼一組代表委員 2名

4 議事事項

- (1) 焼却灰等の埋立実績について
- (2) 水質検査結果について
- (3) 埋立期間の延長について

5 質疑

委員： 「埋立処分の進捗率が約47%になる」ということで、大分埋立に余裕があることを実感した。ごみの減量化や資源化に島民が努力したためと思うが、島しょの人口減少も影響しているのではないか。

事務局： 人口の減少による廃棄物発生量の減量も影響として考えられるところで。なお、埋立期間を推定するにあたりまして、「リサイクル率」や「人口増減の推移」等を考慮し、モデルケース別に検討いたしました。いずれも予測の範囲でありますので、実績を重視した「焼却灰発生量が横ばいに進行した場合のケース」を採用し埋立期間を推定しております。

従いまして、今後、リサイクル推進や人口減少による廃棄物発生量の減量化が進むことが予測されるため、当該処分場の埋立期間の更なる延長も考えられるところで。必要に応じて埋立期間の再推定を検討してまいります。

委員： ダイオキシン類 1月14日の「0.0000」は、「検出せず」の数値なのか。

事務局： ダイオキシン類には種類がありまして、それぞれ毒性の強さが異なります。種類別の「実測濃度」から「毒性等量」を算出し、この「毒性等量」の値を記載しております。1月14日の「実測濃度は1.1pg/L 検出」しておりますが、毒性等量として算出しますと、「0(ゼロ)」となります。従いまして、「検出せず」の表記ではなく、「0.0000(pg-TEQ/L)」と表記しております。

委員： 「埋立期間」が令和22年3月までで終了になった場合、その後の埋立計画はどのようにしていくのか。新しい処分場の設置が必要になると思うが、放流水が基準を超過した場合、焼却灰の受け入れをストップするといった対応になるのか。

事務局： 当該処分場の埋立地が満杯となった場合、ご指摘のとおり、次の処分先の検討等が必要となりますが、当面は、埋立処分量の削減に向けた取組みを進め、可能な限り、現在の処分場の延命化を図ることが最も重要であると考えています。

委員： 「配管」を覆っている「保護マット」の劣化が目立つようだが、穴が開いている部分もあった。※昨年の第 14 回の協議会で「保護マット」は 50～100 年はもつとの説明があったが、大丈夫か。

事務局： 集水配管を覆っている保護マットは、集水配管内に異物（砂等）混入防止を期待し、埋立を進行している段階で設置したものであり、埋立地内に敷設している 5 層の遮水工とは目的が異なります。（図 1 参照）

第 14 回協議会におきましても同様のご意見を頂いた後、配管保護マットの修復を実施しております。ご指摘の配管保護マットにつきましては、現地にて「カラス」による保護マットの損傷被害が確認されております。速やかにカラス除けの対策を施すとともに、損傷した配管保護マットの修復を実施いたします。（写真 1 参照）

また、埋立地内に敷設しております遮水工におきましては、日常の点検に加え、プラントメーカーによる月次点検を実施しております。損傷の早期発見及び修復を行える体制となっております。現在シート劣化及び損傷は確認されておりませんが、今後も早期発見に努め、劣化及び損傷が確認された際には、速やかに修復を実施してまいります。

なお、昨年の第 14 回の協議会での質疑につきましては、〈第 14 回議事録抜粋〉をご参照下さいますようお願いいたします。

委員： 防災調整池について
① 泥水が少し溜まっているように見えた。
② 池のかこい壁（擁壁）のつなぎ目と思われる部分に雑草が繁っていて、その部分から水漏れないか心配。
③ 池を一周する道路の土手に「排水管」と思われるものが付設してあったが、管を保護している断熱材か、ボロボロの状態になっていた。

事務局： 防災調整池は、集中豪雨などにより河川が氾濫しないように、河川に入る前に一時的に溜める池です。

① 埋立地内を除く、施設の降雨は側溝を通り、防災調整池に貯留されます。貯留後一定の水位に達しますと、ゲートから放流されます。（一定以上の流量とならないような対策を施した構造及び役割となっております。）雨水とともに若干の砂等も流入するため、防災調整池内部は、その容量を確保する観点から定期的な清掃が必要となります。当該施設においては、数年に 1 回の頻度で清掃を実施しております。今後も定期的な清掃を実施してまいります。

② 集中豪雨など発生時において、防災調整池の貯留量が一定量となり、放流及び蒸発による水位減少以外の水位減少が著しく確認された際には、擁壁つなぎ目からの漏水またはその他の要因による漏水有無の調査を検討いたします。また、防災調整池を含め、施設内の除草を年に 3

回実施しておりますが、作業間隔及び回数を検討し、適切な除草を実施してまいります。

③ 施設用の「給水配管」ですが、現在使用していないものです。断熱材が散乱しないよう、できる限り劣化した断熱材を撤去いたします。

委員： 施設を取り囲んでいる土手に金網が布設されていたようで、その金網が土手に錆びた状態で残っている部分があり、草刈りの際に危険を伴うことが想定される。

事務局： 設法面崩落防止用の金網となります。剥がれ落ちた金網の金属片はできる限り回収し、草刈り機の歯が金網に接触しないよう作業員への注意喚起を行っております。また、法面を植物で覆うことにより、雨水による法面の浸食を抑制することが期待できるため、必要最低限の草刈り作業とし、引き続き作業員への注意喚起を行ってまいります。

委員： U字溝に茅の枯葉が溜まっているところがあった。

事務局： 草刈り同様に道路側溝につきましても年に3回の清掃を実施しております。雨天後の側溝には枯葉等が溜まりやすいため、雨天後におきましても清掃を実施してまいります。

委員： 水質検査結果について、簡単な内容で広報おおしまに掲載しても良いのではないか。

事務局： 水質検査結果におきましては、毎月、当組合ホームページへ維持管理状況とともに掲載しております。毎月の状況報告となり、広報紙の枚数や掲載スペースにも限りがありますため、ホームページ上での掲載を継続したいと考えております。

委員： 広報で住民にもお知らせされているのは興味がない方でも目で見ると良い機会になるので、継続してほしい。

事務局： 大島処分場を適正に運営管理するとともに、維持管理状況の透明化を図るため、運営協議会の開催や、ホームページでの情報発信、広報等も活用しながら、皆様との情報共有を図ってまいりたいと考えております。

また、「広報おおしま」への掲載につきましては、大島町ご協力のもと、今後も処分場に関する情報発信に努めてまいります。

図1：遮水工構造と配管保護マット

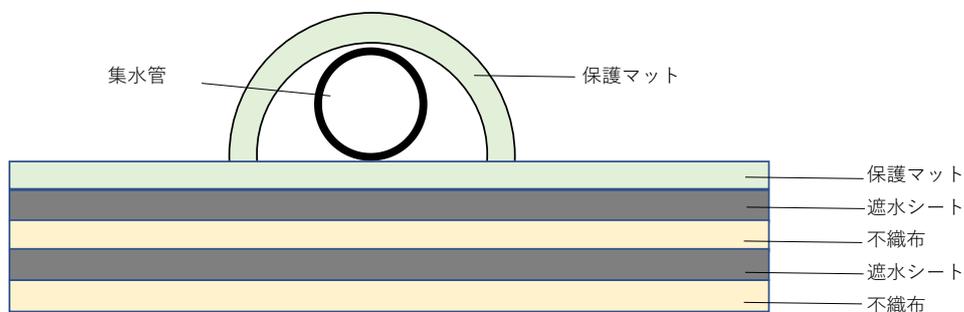
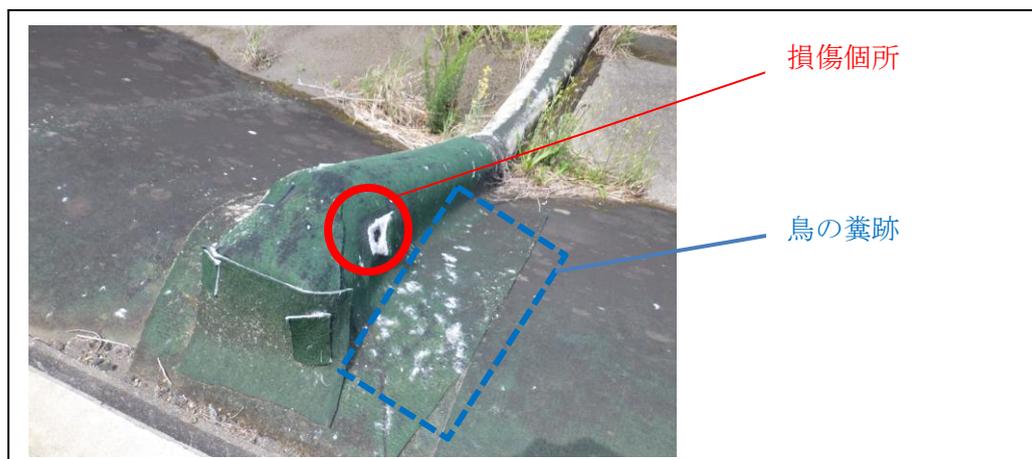


写真1：配管保護マット損傷



<第14回議事録抜粋>

Q:遮水シートの耐用年数はありますか。また現地確認した際に保護マットに損傷が見られましたが大丈夫ですか。

A:遮水シートは、日本遮水シート協会の研究結果でも紫外線をカットした状態であれば50年から100年という結果があります。作業で誤って穴を開けるようなことがない限り半永久的なものと考えます。また、保護マット損傷部分は、通気管の砂や虫の侵入を防止するために管を保護マットで覆ったものです。遮水シートの保護マットとは機能が異なり、緊急性はないですが補修します。